

意見（案）

- 1 土石採取現場の地権者、隣接者及び周辺住民と十分に話し合いの場を持ち、その意見収集を図り、現場の採石行為に反映させること
- 2 周辺住民に対し騒音等の公害の影響を及ぼさないよう配慮するとともに、発生時には、誠意をもって速やかにその解決にあたること
- 3 緑化については、採石が終了した部分から速やか且つ計画的に実施し、植樹後も緑化が定着するまで継続して管理し、必要であれば補植等の措置を講ずること
- 4 緑化状況については、実施済報告書を毎年度、北信地方事務所長及び中野市長に提出し、その報告書に基づき現地の確認を受けること
- 5 土石採取現場の掘削場所を埋め戻す場合は、地下水等への汚染の心配から、有害物資を含む残土、廃材等を使用しないこと